○厚生労働省経済産業省令第三号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

厚生労働大臣　根本　匠
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］ 八　法第四十三条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十六条に規定する業務に関する事項 九～十二　［略］ 十三　法第四十三条第一項第十四号に規定する中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項 十四～十七　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～七　［略］ 八　法第四十三条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条に規定する業務に関する事項 九～十二　［略］ 十三　法第四十三条第一項第十四号に規定する中小企業等経営強化法第五十二条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項 十四～十七　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○農林水産省令第十四号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等） **第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。 一～三　（略） 四　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社 五　中小企業等経営強化法第十六条第一項の認定を受けている会社 六～十二　（略） 2～6　（略）	（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等） **第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。 一～三　（略） 四　中小企業等経営強化法第八条第一項の承認を受けている会社 五　中小企業等経営強化法第十条第一項の認定を受けている会社 六～十二　（略） 2～6　（略）

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○経済産業省環境省農林水産省令第四号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年経済産業省農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。